

民間の宅地開発を支援するため、新たに奨励金の制度を創設します

開発
事業者

田原市民間宅地開発奨励金制度

田原市民間宅地開発事業奨励金

田原市立地適正化計画の居住誘導区域内（臨海部を除く市街化区域）で、土地売買の奨励や道路及び上・下水道の整備を支援することにより土地活用の動機付けを行い、土地の開発を促進し、市街地への居住を誘導します。



▲宅地開発イメージ

● 奨励金の対象

土地の開発を行う事業者

居住誘導区域内で、宅地開発事業を行う宅地建物取引業者に対し、開発完了後に市に帰属する施設（道路・上下水道）の面積・延長に応じ奨励金を交付します。

● 条件

【以下のすべての条件を満たすこと】

- ・ 事業区域が 1,000 m²以上の一団の土地であること
- ・ 販売戸建て住宅 3 区画以上の分譲であること
- ・ 1 区画あたりの敷地面積が 160 m²以上であること
- ・ 市内業者が開発工事の元請であること
- ・ 開発許可申請日が令和 4 年 4 月 1 日以降であること
- ・ 申請者に市税の滞納がないこと



田原市
ホームページ

など

● 奨励金額

開発完了後に市に帰属する以下の施設工事費（上限 1,000 万円）

- ①道路工事費（排水構造物 12,400 円/m、舗装 3,300 円/m²）
- ②上水道工事費（本管 13,800 円/m）
- ③下水道工事費（本管 12,800 円/m、公共ます等 29,600 円/箇所）

問い合わせ先

愛知県田原市役所 都市建設部 街づくり推進課 TEL 0531-23-3535

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1

※詳しくはお問い合わせいただくか、田原市ホームページでご確認ください

田原市ホームページ <http://www.city.tahara.aichi.jp> ID:1009374

田原市民間宅地開発事業奨励金 申請手続き

交付申請等の手続きの流れは、次のとおりです。

